

市第 33 号議案 美容師法施行条例の制定 説明資料

1 現行県条例の概要

美容師法に基づき、現在神奈川県条例で定められている基準は、次のとおりです。

- (1) はさみを消毒する等の衛生基準
- (2) 美容所の構造設備基準
- (3) 美容師が出張業務を行うことができる条件

2 市条例で新たに規定する主な内容

上記の現行県条例に加えて、新たに次の基準を規定します。

	現行県条例の基準	新たに規定する主な基準及び条項		
①	・規定はないが法施行規則に基づき対応	専用洗い場の基準	・流水式であること (市民意見反映)	第3条第6号
②	・規定はないが法施行規則に基づき対応	器具の消毒 (感染症予防)	・はさみ等を消毒する器具を備えること	第3条第9号
③	・規定はないが現在も対応	補助犬対応	・身体障害者補助犬以外の動物を入れないこと	第3条第13号